

# 援助活動のてびき



桶川市ファミリー・サポート・センター



# 目次

1.はじめに.....	1
2.会員になるには.....	1
3.主な援助内容.....	2
4.利用・活動時間.....	2
5.活動の流れ.....	3
6.事前打ち合わせについて.....	4
7.依頼会員へのお願い.....	5
8.協力会員へのお願い.....	6
9.報酬について.....	7
10.補償保険制度について.....	9
11.安全チェックリスト.....	11
12.桶川市ファミリー・サポート・センター会則.....	12
13.支払報酬額早見表.....	16

# 1.はじめに

桶川市ファミリー・サポート・センター（以下、「センター」という）は地域で子育ての相互援助活動ができるように「子育ての手助けをして欲しい方」（依頼会員）と「子育ての手助けができる方」（協力会員）の橋渡しをする所です。

子育て中の保護者の皆さん。ひとりでがんばらないで、「手伝って」と言ってみませんか。そして、時間に余裕がある方は、ほんの少し力を貸してください。

身近な地域の中で「困ったときはお互いさま」の長いお付き合いができるようセンターがお手伝いさせていただきます。

# 2.会員になるには

センターで入会申込書に、必要事項を記入し提出していただきます。（登録）

## ● 依頼会員

桶川市に在住または在勤で、生後10か月から小学6年生までのお子さんと同居している親族の方。

## ● 協力会員

桶川市在住で、心身ともに健康で育児に理解と熱意がある方。（年齢、性別、資格は問いません）

## ● 両方会員

両方の会員になることができます。

※協力会員は原則としてセンターの実施する講習会を受けていただきます。

### 3. 主な援助内容

- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校等の開始時間まで、あるいは終了後にお子さんを預かります。
- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、小学校、塾や習い事等への送迎を行います。
- 保育施設等の休日に、臨時的にお子さんを預かります。
- 保護者の短時間・臨時的就労の場合にお子さんを預かります。
- 保護者が外出する際、お子さんと同伴が難しいときに預かります。
- 保護者の病気等の場合に預かります。
- 保護者のリフレッシュのため、お子さんを預かります。

#### 【援助できない内容】

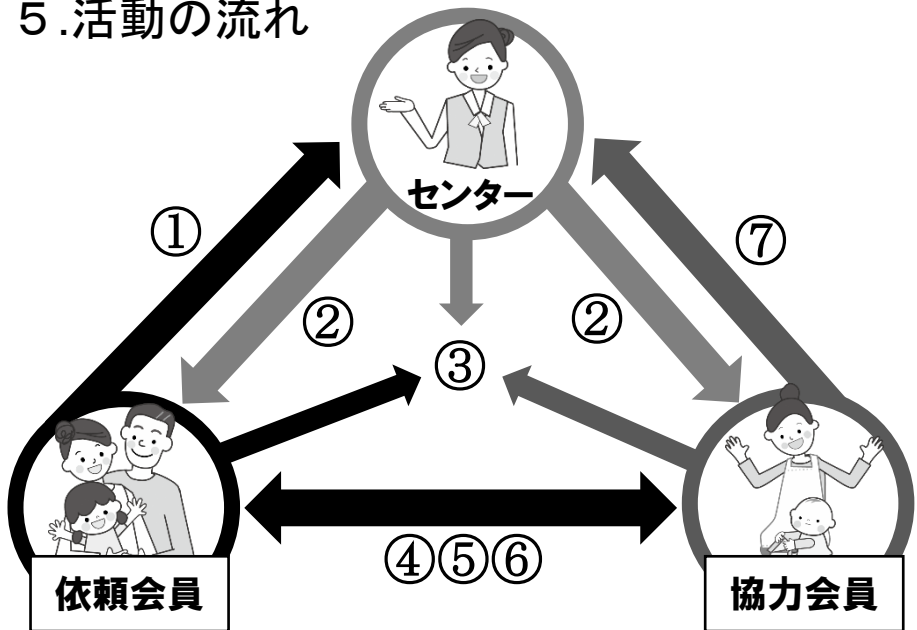
- 病気や、病気回復期のお子さんの援助
- 医療行為を含む援助（預かり中に薬を飲ませる・つける等）
- 家事援助
- 保護者、もしくは責任のある大人へ引き渡しのできない援助
- 子どもを入浴させること
- 宿泊を伴う預かり
- 自転車を使っでの送迎



### 4. 利用・活動時間

午前6：00 から 午後10：00まで

## 5.活動の流れ



- ① 依頼会員は、具体的な援助内容が決まったらセンターに電話等で連絡します。
- ② センターは、依頼内容の条件に合った協力会員をリストアップし、依頼会員に案内するとともに、協力会員に援助が可能か打診します。
- ③ センターは、援助活動に関する事前打ち合わせ（依頼会員、援助対象のお子さん、協力会員、アドバイザーでの面談）の日程を調整し実施します。
- ④ 援助活動が実施されます。
- ⑤ 協力会員は、援助活動終了後「活動内容報告書」を依頼会員に提示します。
- ⑥ 依頼会員は「活動内容報告書」を確認し、協力会員に報酬を支払います
- ⑦ 協力会員は「活動内容報告書」を翌月の5日までにセンターへ提出します。

## 6.事前打ち合わせについて

事前打ち合わせはお互いを理解するだけではなく、お子さんが協力会員に慣れるためにも大切です。お互いに充分話し合しましょう。

- **事前打ち合わせで主に確認する内容**
  - ・ 援助内容（概要、曜日、時間など）
  - ・ お子さんのアレルギーの有無、持病の有無
  - ・ 送迎ルート、引き渡し場所等の確認
  - ・ 緊急連絡先等
  - ・ お子さんの好きな遊び、おもちゃ、食べ物など
  - ・ そのほか援助内容に応じて必要な事項

- **再事前打ち合わせについて**

援助内容に変更がある場合、再事前打ち合わせが必要です。また、再援助までに間隔がある場合、援助内容が同じであっても下記の表をめやすに再度事前打ち合わせを行います。

### 再事前打ち合わせの間隔

年 齢	事前打ち合わせの間隔
10か月～1歳6か月まで	1か月単位
1歳7か月～2歳6か月まで	2 〃
2歳7か月～3歳11か月まで	3 〃
4歳～小学校入学前まで	4 〃
小学校1年生～小学校3年生まで	6 〃
小学校4年生～小学校6年生まで	要相談

## 7. 依頼会員へのお願い

- ① 協力会員に援助の依頼をし、承諾を得たら、活動前に必ずセンターへ連絡してください。(届出のないものは、保険の対象になりません。)  
協力会員と調整がつかない場合は遠慮なくセンターに相談してください。
- ② おやつ、食事(ミルク)、オムツ等必要なものは原則として依頼会員が用意してください。
- ③ 依頼した援助活動以外のサポートをお願いする場合は、センターに相談してください。
- ④ 援助が終わったら報酬を支払い、活動報告書にサイン、押印してください。
- ⑤ 約束した時間は必ず守りましょう。また、変更があった場合は協力会員とセンターに早めに連絡してください。
- ⑥ お互いに知り得た会員やその家族の情報は、他の人に漏らさないでください。





## 8. 協力会員へのお願い

- ① 活動中は子どもの安全確保に努めてください。  
(P11 の安全チェックリストにより確認しましょう)
- ② お子さんの様子がいつもと違うと感じた時は、依頼会員に連絡すると共に、状況に応じた処置をとり、すみやかにセンターに連絡してください。
- ③ 活動後は、子どもの様子やその日にあったことなどを伝え、依頼会員とのコミュニケーションを大切にしてください。
- ④ 活動の内容をよく確かめ、無理のない範囲で依頼を受けてください。  
(自分や家族の体調が悪い場合は、無理をせず援助活動を断ってください。)
- ⑤ 複数の援助活動についてはセンターが認めた場合に限り  
ます。
- ⑥ お互いに知り得た、会員やその家族の情報は、他の人に漏らさないでください。

## 9.報酬について

① 依頼会員が協力会員に支払う報酬額は次の通りです。

援助時間	1人	2人(兄弟姉妹)※
平日(月～金曜日) 午前7時～ 午後7時	700円/時間	1,050円/時間
平日の上記以外 の時間帯及び 土・日曜日 祝 祭 日 年 末 年 始	800円/時間	1,200円/時間

※ 2人のお子さんを同時に援助する場合、2人目は半額

### ● 1時間に満たない援助の報酬について

- ・ 合計が1時間に満たない援助については、1時間分の報酬額とします。
- ・ 1時間を超える援助の場合、30分単位の切り上げで報酬の計算を行います。

(30分の報酬は1時間あたりの半額)

※ 参考としてP16に支払報酬額早見表を掲載しています

### ● 食事、おやつ等について

原則として依頼会員が用意してください。やむを得ず協力会員が用意した場合は下記のとおり支払ってください。

(食事1食300円 おやつ1回100円 その他実費)

### ● 送迎等について

バスや電車・タクシーを使った場合は実費を支払ってください。協力会員の自家用車を使用した場合は1回の活動につき100円を支払ってください。

## ② キャンセル料金について

例	前日までの 取り消し	当日の 取り消し	援助開始 時間以降の 取り消し	無断 取り消し
料金	0円	依頼した時間の 合計金額の半額	全額負担	全額負担

- 依頼会員の都合により開始時間に遅れた場合、遅れた時間も援助時間に含みます。終了時間が早まった場合には、援助時間には含めません。
- 活動当日のキャンセルについて、特別な事情があるときに限りキャンセル料の上限を設定します。ただし、無断取り消しの場合の上限設定はありません。
  - ・ キャンセル料の上限 2,000円
  - ・ 特別な事情とはお子さんの急な病気、交通災害、家族や親族の急な病気や不幸等とします
  - ・ 自然災害による援助の中止はキャンセル料が発生しません。

## ③ 支払いの時期

- 報酬は、援助活動の終了後すみやかに支払ってください。
- 援助が長期にわたる場合は、協力会員了解のうえ、1週間分または1ヶ月分をまとめて支払うことができます。ただし、1ヶ月分を超えないものとし、翌月の5日までに支払ってください。

※翌月の15日までに支払いがない場合、16日以降の援助活動については特別な事情がない限り、中止とさせていただきます。

## 10.補償保険制度について

会員が安心して活動に参加できるように保険に加入しています。(保険料は市で負担します。)

### ① サービス提供会員傷害保険

協力会員が、援助活動中において急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に補償するものです。

保険金の種類	補償額	その他
死亡	500万円	事故日より180日以内に死亡
後遺傷害	500万円～15万円 (程度による)	事故日より180日以内に後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内に入院 (180日間限度)
手術	3000円×所定倍率 (10倍、20倍 または40倍)	事故日より180日以内に手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内に通院 (90日間限度)

注意※ 治療費等は適用されません

## ② 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に協力会員の過失の有無に関わらず補償するものです。

保険金の種類	補償額	その他
死亡	300万円	事故日より180日以内に死亡
後遺障害	300万円～9万円 (程度による)	事故日より180日以内に後遺症障害発生
入院(1日)	2,000円	事故日より180日以内に入院 (180日間限度)
手術	2000円×所定倍率 (10倍、20倍 または40倍)	事故日より180日以内に手術
通院(1日)	1,000円	事故日より180日以内に通院 (90日間限度)

注意※ 治療費等は適用されません

※協力会員の自家用車を使用した援助活動での交通事故の場合は協力会員が加入している自動車保険(強制・任意)を使用していただくことになります。

※協力会員が依頼会員の子どもを含む他人(協力会員と同居の親族を除く)の身体または財物に損害を与えた際に補償する賠償責任保険にも加入しています。

# 1 1.安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1	火災や地震の際の避難場所を知っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。	<input type="checkbox"/>
3	緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。	<input type="checkbox"/>
4	階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
5	ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
6	たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。	<input type="checkbox"/>
7	硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。	<input type="checkbox"/>
8	ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	<input type="checkbox"/>
9	熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。	<input type="checkbox"/>
10	反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
11	浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴槽に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
12	子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人では出ないように鍵をかけましたか。	<input type="checkbox"/>
13	子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。	<input type="checkbox"/>
14	子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていますか。	<input type="checkbox"/>
15	ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。	<input type="checkbox"/>

# 桶川市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、桶川市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(会員)

第2条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の各号の要件を満たす者としてセンターの承認を得た者とする。

- (1) 市内に住所を有すること(依頼会員は市内在勤を含む。)
- (2) 援助活動に関し理解と熱意を有すること。
- (3) 協力会員にあつては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) 依頼会員にあつては、生後10か月から小学校6年生までの子どもと同居の親族であること。

2 協力会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

(入会等)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書(様式第1号)をセンターに提出しなければならない。

- 2 協力会員は、入会に際してセンターの実施する講習会を受講しなければならない。ただし、センターが認めた者はこの限りでない。
- 3 センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し、桶川市ファミリー・サポート・センター会員証(様式第2号)を交付するものとする。
- 4 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、会員登録変更届(様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

(会員の心得)

第4条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らさないこと。退会後においても同様とする。

(3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。

(4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(保険)

第5条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。

3 会員は、援助活動中に事故が生じた場合は、ただちにセンターに報告しなければならない。

(損害の賠償)

第6条 会員は、故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(休会)

第7条 協力会員は、病気その他やむを得ない事由により、援助ができなくなったときは、事前に休会届（様式第4号）をセンターに提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第5号）をセンターに提出しなければならない。ただし、第2条第1項及び第4項に該当しなくなった場合は、この限りではない。

2 会員は、退会するときは、桶川市ファミリー・サポート・センター会員証及びセンターが指示する書類等を返還しなければならない。

(会員登録抹消)

第9条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1) この会則に違反したとき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

(3) 援助活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(4) その他会員としてふさわしくない非行があったとき。



2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、その理由を明示し、速やかに会員登録抹消通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(会員間で行う相互援助活動)

第10条 会員間で行う相互援助活動は、協力会員と依頼会員との請負又は準委任契約に基づくものであることとする。

(相互援助活動の内容)

第11条 協力会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設等の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設等の保育終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設等までの送迎を行うこと。
- (4) 学校の放課後又は放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること。
- (5) その他依頼会員の仕事と育児の両立又は子育て支援のために必要な援助を行うこと。

2 子どもを預かる場合は、原則として協力会員の家庭において行うものとする。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助時間)

第12条 協力会員による援助活動の時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(援助活動の実施方法)

第13条 依頼会員は援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに対し、その申し込みをするものとする。

2 前項の申し込みは、原則として援助活動を必要とする日の2か月前から3日前までに行うものとする。

3 依頼会員から援助活動の申し込みを受けたアドバイザーは、援助活動の内容、日時等を確認し、協力会員との調整を行うとともに援助依頼受付簿(様式第7号)にその内容を記録するものとする。

4 アドバイザーは、原則として援助活動開始前に依頼会員と協力会員との事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について十分な協議をするものとする。

5 協力会員は、複数の依頼会員から同時の援助活動はできない。

- 6 依頼会員は、同時に2人までの子どもを預けることができる。
- 7 依頼会員は、申し込んだ内容以外の援助を求めてはならない。
- 8 協力会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書（様式第8号）に内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 9 協力会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を、翌月の5日（その日がセンターの休業日にあたる場合は、その翌日）までにセンターに提出しなければならない。

（報酬等）

第14条 依頼会員は、援助活動実施後に協力会員に対し、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

（交流会）

第15条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行うために交流会を開催するものとする。

附 則

この会則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

# 13. 支払報酬額早見表

## 平日午前7時から午後7時の間の活動

援助時間	換算時間	1人の場合	2人の場合
～1時間	1時間	700円	1,050円
1時間1分～1時間30分	1.5時間	1,050円	1,575円
1時間31分～2時間	2時間	1,400円	2,100円
2時間1分～2時間30分	2.5時間	1,750円	2,625円
2時間31分～3時間	3時間	2,100円	3,150円
3時間1分～3時間30分	3.5時間	2,450円	3,675円
3時間31分～4時間	4時間	2,800円	4,200円

## 平日午前7時から午後7時以外及び、土・日曜日、祝祭日、 年末年始の活動

援助時間	換算時間	1人の場合	2人の場合
～1時間	1時間	800円	1,200円
1時間1分～1時間30分	1.5時間	1,200円	1,800円
1時間31分～2時間	2時間	1,600円	2,400円
2時間1分～2時間30分	2.5時間	2,000円	3,000円
2時間31分～3時間	3時間	2,400円	3,600円
3時間1分～3時間30分	3.5時間	2,800円	4,200円
3時間31分～4時間	4時間	3,200円	4,800円

● 申し込み・お問い合わせ先 ●

## 桶川市ファミリー・サポート・センター

〒363-8501 桶川市泉1丁目3番28号

(桶川市役所2階 子ども未来課内)

T E L 048-788-4944 (直通)

F A X 048-787-6530

E-mail [kodomo@city.okegawa.lg.jp](mailto:kodomo@city.okegawa.lg.jp)

開設時間/8:30~17:15

(土・日・祝日・年末年始はお休みです)

休日・夜間緊急連絡先

TEL 048-786-3211 (代表)

子ども未来課長に連絡したい旨伝えてください

発行日：令和3年6月